

臭気分析業務に関する仕様書

本仕様書は、臭気の測定にあたり、その基本を定めるものとする。

1. 測定検体数、測定項目は次のとおりとする。

(1) 悪臭測定 大気敷地境界22物質（測定3箇所）

測定項目	検体数	測定回数	小計
アンモニア	3	2	6
メチルメルカプタン	3	2	6
硫化水素	3	2	6
硫化メチル	3	2	6
二硫化メチル	3	2	6
トリメチルアミン	3	2	6
アセトアルデヒド	3	2	6
プロピオンアルデヒド	3	2	6
ノルマルブチルアルデヒド	3	2	6
イソブチルアルデヒド	3	2	6
ノルマルバレルアルデヒド	3	2	6
イソバレルアルデヒド	3	2	6
イソブタノール	3	2	6
酢酸エチル	3	2	6
メチルイソブチルケトン	3	2	6
トルエン	3	2	6
スチレン	3	2	6
キシレン	3	2	6
プロピオン酸	3	2	6
ノルマル酪酸	3	2	6
ノルマル吉草酸	3	2	6
イソ吉草酸	3	2	6
合 計			132

(2) 悪臭測定 排出口13物質（測定箇所・高濃度臭気）

測定項目	検体数	測定回数	小計
アンモニア	1	2	2
硫化水素	1	2	2
トリメチルアミン	1	2	2
プロピオンアルデヒド	1	2	2
ノルマルブチルアルデヒド	1	2	2
イソブチルアルデヒド	1	2	2
ノルマルバレルアルデヒド	1	2	2
イソバレルアルデヒド	1	2	2
イソブタノール	1	2	2
酢酸エチル	1	2	2
メチルイソブチルケトン	1	2	2
トルエン	1	2	2
キシレン	1	2	2
合計			26

(3) 委託期間内における測定期日

測定期日	1回目	令和4年9月～令和4年10月中
	2回目	令和5年2月～令和5年3月17日

なお、具体的な測定日時については、協議のうえ決定するものとする。

また、以上の分析業務に当然必要な機械器具費、消耗品費等を全て含むものとする。

2. 測定の期日の変更

受託者は、測定期日に変更が生じた場合は、速やかにその理由を記した届出書を担当者に提出し、所長の承認を得ること。

3. 受託者業務に伴う公害発生の防止

受託者は、受託者業務に伴う騒音、臭気等の発生防止には万全の措置を講ずるとともに、担当者が必要と認めた時は、作業を中止し業務の変更等を行い、周辺地域への公害防止に努めなければならない。

4. 装置の損傷

受託者は、何らかの理由で既設装置を破損したときは、直ちに係員に届け出てその指示に従うこと。この場合、損傷部分の修理は受託者の負担にて行うこと。

5. その他

受託者は、計量証明事業の登録事業者であること。

以上